

第373回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和4年6月6日(月) 11:00～11:11

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから「第373回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いします。

○蘆田総務課長 第1部につきましては、公開案件であります。新型コロナウイルス感染症対策ため、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、第1部の議事の模様につきましては、インターネットで同時中継を行っております。

第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料につきまして、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のために御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題については、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の1「監査規程の改正について」に関しまして、皆川NW事業監視課課長補佐から御説明をお願いいたします。

○皆川NW事業監視課課長補佐 NW課の皆川です。

資料3につきまして、御説明をさせていただきます。

3行目の(趣旨)のところですが、**「電気事業監査規程及びガス事業監査規程の改**

正について、事務局案を御審議いただく。」ものでございます。

まず初めに、「電気事業監査規程の改正」でございますけれども、本年の4月に配電事業制度が創設されたことによりまして、配電事業者の業務及び経理についても監査をしなければならないこととなりましたので、この必要な事項を監査規程に追加するという改正を行いたいと思っております。

また、14行目ですけれども、制度改正ではないのですが、監査の実施通知につきまして、これまで文書で行っていたところですが、監査の実施通知の内容を変更した場合にも文書で通知を行っていましたが、これにつきまして、通知手続きの効率化を図るために、監査規程の改正を行いたいというものでございます。

<具体的な改正内容>につきましては、20行目に（1）として、「電気事業監査規程第5条、第7条及び12条の改正」、第5条は監査事項を規定しております。第7条が、被監査事業者につきまして記載しております。それと第12条は、監査後に、監査の検討に当たりまして、事業者からの情報収集ができる相手先に配電事業者を追加する、それぞれの各のところ配電事業者を追加するという内容を1つ目の改正としております。

（2）ですが、「電気事業監査規程第9条及び様式第1（第9条関係）の改正」につきまして、先ほど申し上げましたけれども、監査の実施通知につきまして、これを変更する場合でも、その都度、実施通知、文書で通知を行っていたのですが、その通知方法の事務の効率化を図りたいという内容の改正でございます。

具体的な内容につきましては、資料は飛びまして11ページ目になりますけれども、第5条の（監査事項）、ここの（1）の「約款の運用等に関する監査」、（2）の「財務諸表に関する監査」、（4）の「託送供給等収支に関する監査」、（5）の「託送供給等に伴う禁止行為に関する監査」、（6）の「体制整備等に関する監査」、それぞれの項目に「配電事業」を追加するものでございます。

飛びまして第7条、（監査の実施）のところでございますけれども、ここに被監査事業者として「配電事業者」を追加いたします。

それと、第9条でございますけれども、まず第1項で、監査の実施方法につきましては、「実地監査又は書面監査の別」を記載することといたします。

第3項で、第1項の、監査の実施方法を変更する場合及び監査の実施日を変更する場合は、これまでは様式第1とか、別の方法で、文書で通知をしていましたけれども、これにつきまして、内容的にはかなり事務的な内容でございますので、「委員会事務局の職員又は

経産局に置かれます監視室の職員が電子メールその他の方法により通知をする」ということを追加したいと考えているところでございます。

飛びまして、「様式」のところですが、様式は、2として、「監査の実施方法」を追加いたします。ここに「実地監査」または「書面監査」と記載することとなります。それを注記の1.として追加しております。

それと、あと、実地監査実施の日につきまして、ここは記載することになっておりますけれども、これを、「別途メール等で通知する場合には、その旨を記載する」ということを付け加えたいと考えているところでございます。

「電気事業監査規程の改正」の内容は、以上でございます。

また1ページ目に戻っていただきまして、次は、「ガス事業監査規程の改正」でございます。

これも、本年4月に、一定規模以上の一般ガス導管事業を分社化いたしました。また、全てのガス導管事業者に対して、行為規制に基づく情報管理をするための体制整備等を行うこととされました。また、親会社等が、傘下のガス導管事業者に対しまして差別的取扱いを要求することが禁止されました。

この内容を監査するために、監査規程の第5条になりますけれども、そこに追加したいと考えております。

35行目からの、「また、」のところでございますけれども、これは電気と同じ内容でございます。事務的な通知をすることを追加したいと考えております。

そして40行目になりますけれども、＜具体的な改正内容＞でございます。

41行目で、「ガス事業監査規程第5条の改正」ということで、ガス事業の禁止行為及び体制整備につきまして、以下の内容を監査することを追加したいと考えております。

①として、「兼職に関する規制」、②で、「社名、商標、広告・宣伝等に関する規制」、あと、「業務の受委託等に関する規制」、この内容を行為規制の禁止行為として確認をしていくということと、③で、「情報の適正な管理のための体制整備等」の状況についても確認していくということでございます。

この内容につきましては、2年前に分社化いたしました電気事業と同様の監査を行う予定でございます。

(2)につきましては、「事務手続きの効率化」ということで、先ほど御説明させていただきました電気と全く同じ内容でございます。

それで、監査規程の具体的な改正箇所ですけれども、24ページ目になりますが、(5)の「禁止行為に関する監査」、これにつきまして、先ほど申し上げました①、②の内容を追加するというごさいます。

(6)の「体制整備等に関する監査」で、③の内容を監査するというごさいます。

飛びまして第9条ですけれども、ここは、電気と全く同じ内容の改正をしたいと考えております。

様式についても同様です。

「ガス事業監査規程」の改正箇所は以上です。

それで、今後ですけれども、この「監査規程の改正」につきまして、御了承いただければ、速やかに改正を行いまして、委員会ホームページで公表することとしたいと考えております。

私からの説明は以上です。

御審議のほどをよろしく願います。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明内容につきまして、委員の皆さんから何か御質問、御意見がありましたら願います。

いかがでしょうか。——ごさいますでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から説明があった改正案のとおり決定したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がごさいませんようですので、事務局案のとおり改正することといたします。

どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上です。ほかに何かごさいますでしょうか。

(発言等：なし)

それでは、どうもありがとうございました。

これにて第1部を終了といたします。

—了—